

<西益田地区>

	意見	回答	担当 委員会
1	<日本遺産とアユ雑煮について> 市観光協会から日本遺産関連でアユ雑煮を提供できるようにしたいので、高津川漁協と連携して協力してほしいと要請があった。名物にしたいと思う。	日本遺産は地元の盛り上げが大事である。しっかり応援したい。	総務文教
2	<人口減少と賃金について> ・人口減少の原因の一つは低い賃金。正規募集も少ない。農業も米価の下落で営農が成り立たない。賃金アップを考える必要がある	要望として受け止める。	経済建設
3	<部活動に対する子どもの意見について> 部活動については子どもたちがどのように考えているか、何をしたいのか。先生やPTAの立場だけでなく子どもたちの声が必要ではないか。	まずは保護者の賛同を得ようとした。子どもの気持ちについては今後の課題としたい。	総務文教
4	<草刈り作業と鳥獣被害> ・市道の草刈りができなくなる。将来についてどう考えているのか。 ・農事組合法人も高齢化し、圃場整備した田んぼに野生動物が入ってくる。将来は家の周りにサルがでて来るだろう。国庫補助で整備された圃場をそのまま荒らすのか。将来的にはどうするのか。市としての方針を示してほしい。	執行部へ伝える。  【執行部回答：土木課】 市道の除草作業は通行の安全を確保するうえで重要な作業であるが、高齢化や担い手の減少等、将来的なご不安については市全域から承っており、市としても喫緊の課題と認識している。 地域の皆様で困難となった場合、全て市で対応することは現実的に困難であるが、市道の利用状況や地域の実情も踏まえながら、業者、シルバー人材センター等の団体、並びに他のボランティア団体等への委託も含め、最大限努力していきたいと考えている。  【執行部回答：農林水産課】 国庫補助で整備した圃場については、所有者及び耕作者自身が自らの財産として適切に管理すべきと思われる。 野生動物の侵入については、補助金申請者の手出しはゼロではないが、侵入防護柵に対する補助金がある。執行部に相談してもらいたい。	経済建設
5	<お助け隊について> 雇用関係や社会保障などお助け隊の制度について知りたい。広報だけではわからない。	担当課に伝える。  【執行部回答：連携のまちづくり推進課】 地域自治組織に関するお助け隊は、地域自治組織の実情に応じて組織されている地区もあれば、組織されていない地区もある。 雇用関係や社会保障など詳細な手続きについては各地域自治組織において行われていることから、市の広報などでは詳細はお知らせしていない。参考としたい地区があれば、ご相談いただければご紹介するなどしつなぐ。	総務文教

6	<p>&lt;豚熱と鳥獣被害対策について&gt;  まちづくりの一環として若い人たちが狩猟免許取得しているが、保険料などで経費が嵩む。そこヘイノシシに豚熱が発生。捕獲しても売却できず、処分に困っている。市が駆除に力を入れるというなら、市が捕獲したイノシシを処分せよ。冬季は捕獲しても一銭にもならない。処分に困るだけ。駆除に本腰を入れて取り組んでほしい。</p>	<p>議会でも豚熱については問題視している。</p> <p>【執行部回答：農林水産課】  処分については、執行部から捕獲班には、埋却するか、もしくは焼却処分場へ持ち込むか燃えるごみとして出していただくようお願いしている。また、豚熱については令和5年度から、狩猟期間でも有害捕獲を許可して、捕獲奨励金の対象とする予定としている。捕獲体制の維持にご協力をお願いしたい。</p>	経済建設
7	<p>&lt;高津川増水とかすみ堤&gt;  気候変動で高津川で集中豪災害がいつ発生してもおかしくない状況にある。高津川下流の安富に昭和20年代に作られた「かすみ堤」により、周辺の水田は豪雨のたびに水没。ダム替わりとなって甚大な被害を被って、高津川や益田川下流の平地を守っているのに、固定資産税さえ免除されない。高津川下流の治水について総合的に把握し、対策を考えるべきだ。</p>	<p>「かすみ堤」については今回初めて問題となった。担当課に伝える。</p> <p>【執行部回答：国県事業推進室】  近年の激甚化、頻発化する災害の状況に鑑み、高津川流域の市町で構成する高津川流域治水砂防同盟会では、高津川水系整備基本計画の見直しを国へ要望を行っている。霞堤内についても、今後計画見直しに合わせ検討されるものと認識している。</p>	総務文教
8	<p>&lt;市道沿いの草木管理について&gt;  境界が不明なため、市道沿いの草木の伐採ができない。市道の実態調査が必要ではないか。伐採できるよう条例でも制定したらどうか。</p>	<p>担当課に伝える。</p> <p>【執行部回答：土木課】  市道の伐採作業は除草作業と比較して危険な作業のため、原則として市において直営又は業者委託により行うこととしている。ただし、基本的に道路用地でない土地に存する立木等は個人の所有物であり法律上、無断で伐採することはできないが、伐採作業は道路交通に支障がある場合の緊急的な措置として道路法に基づき必要最低限で実施している。その際、支障木が道路用地外の場合はその都度、市で土地所有者等を確認のうえ対応している。  条例の制定ですが、ご提案のとおり道路法に基づき沿道指定の基準を条例で定め、区域を指定することも可能である。仮に指定した場合、個人の財産に制限を加えることとなることから、措置命令や刑事罰を課すことも可能となり、指定するのは容易でないと考えている。</p>	経済建設
9	<p>&lt;ファクトリーパークへのアクセス道について&gt;  ファクトリーパークのアクセス道路（白上インターと国道9号へのアクセス道路）を拡充してほしい。</p>	<p>議会としても対応していきたい。</p> <p>【執行部回答：国県事業推進室】  国道9号から山陰道益田西道路（仮称）白上インターチェンジ及び石見臨空ファクトリーパークへのアクセス道路としては県道白上横田線と県道美濃地石見横田停車場線がある。県道白上横田線は白上工区及び安富工区が完了しているが、高津川を横断する区間については現在のところ事業化に至っていない状況である。県道美濃地石見横田停車場線は線形や縦断勾配が急な部分と向横田大橋の幅員がやや狭いなどの課題はあるが、概ね2車線が確保された道路となっている。アクセス道路整備の方向性については、山陰道の完成を見据え県と協議を進めていきたいと考えている。</p>	経済建設